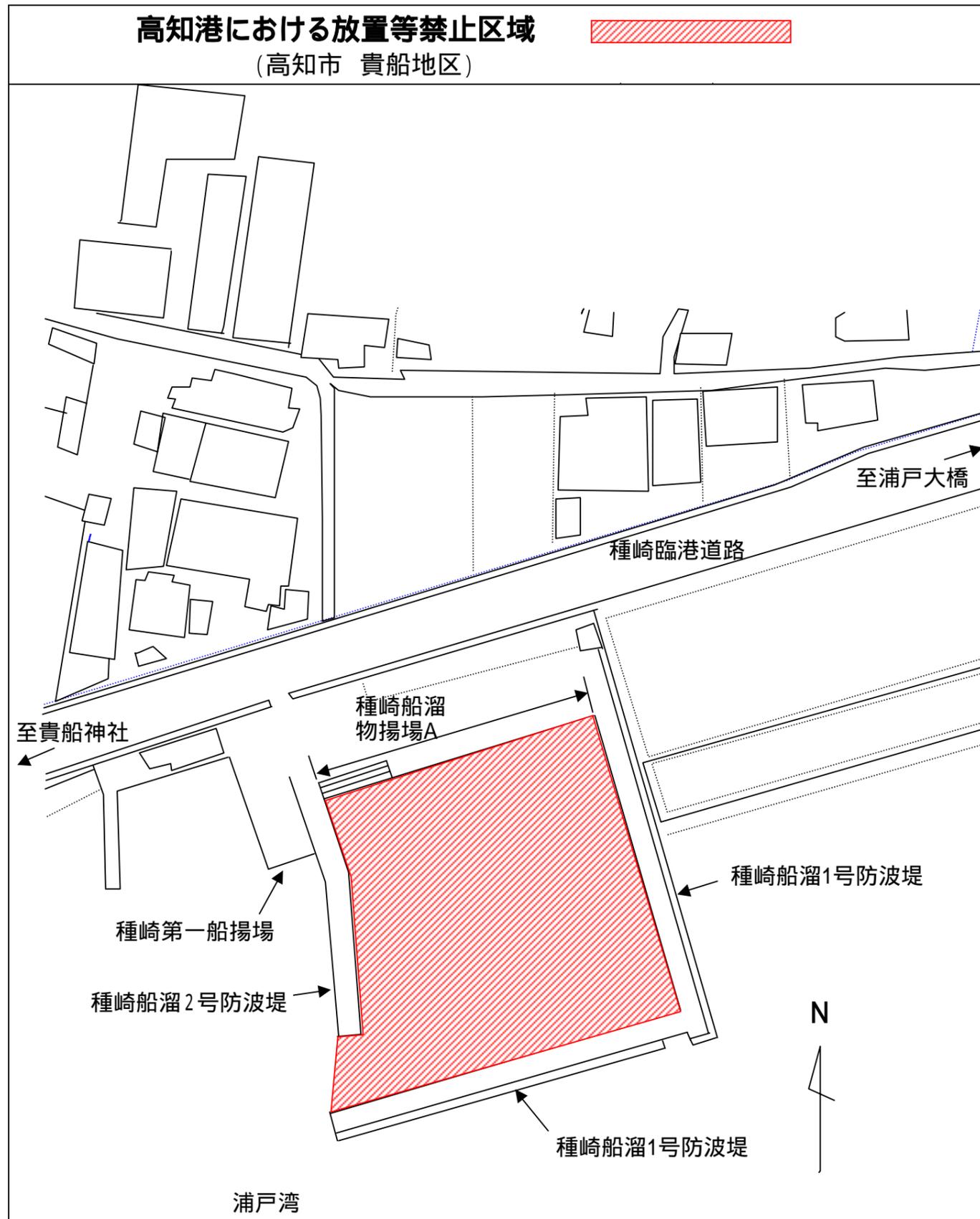


高知港における放置等禁止区域のお知らせ



港湾法第37条の3第1項の規定により、高知港において放置等の行為を禁止する区域及び放置等を禁止する物件を下記のとおり指定する。

なお、指定は平成20年7月1日より適用する。

高知県知事

放置禁止物件	船舶
放置等禁止区域 (高知市貴船地区)	種崎船溜1号防波堤北西端から種崎船溜2号防波堤南西端まで引いた線、種崎船溜2号防波堤、種崎船溜物揚場A、種崎船溜1号防波堤により囲まれた海面 (左図  部分)

放置等禁止区域には、許可を受けずに船舶を係留することができません。

